

後期基本計画

第4章

美しく潤いのある自然や まちなみと人が共生するまち



歌野「清流庵」

- 第1節 自然環境の保全
- 第2節 良好な景観の形成
- 第3節 廃棄物処理の推進
- 第4節 住環境の整備



現状と課題

世界では、地球規模の環境の危機を反映し、2015年（平成27年）に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、国際的合意が立て続けに行われ、国においても2018年（平成30年）に第5次環境基本計画を策定し、SDGsやパリ協定を柱とした施策を展開しています。

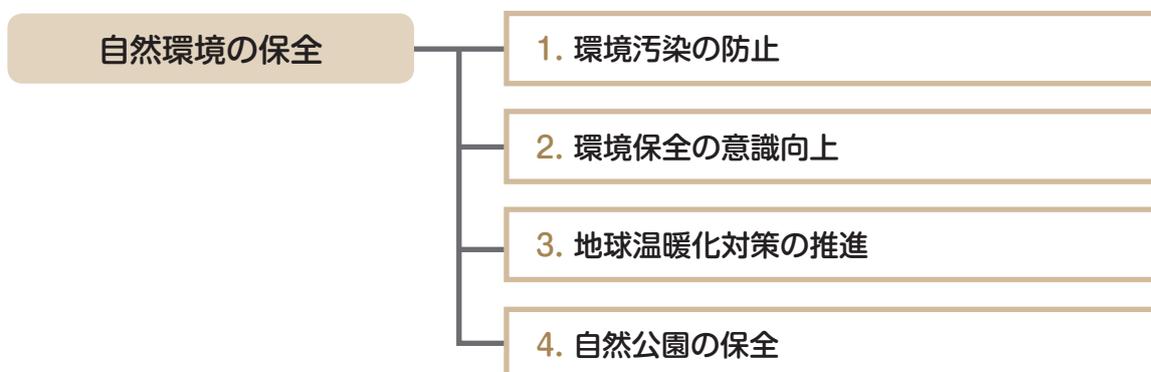
本市は、豊かな自然が多く、私たちの暮らしに様々な恩恵をもたらしており、山や川、森林、海など過去から受け継いできた恵まれた自然環境を守り、将来の世代へと渡していく責任とともに、一人ひとりがどのように活動するか判断能力を養う環境教育と、それを推進するための人材育成が重要です。

下関市環境基本計画に掲げる基本目標に基づき、行政の事務・事業すべてにおいて環境へ配慮し、率先して地球温暖化対策に取り組むことはもとより、環境保全への理解を深め、持続可能な社会の構築のため、ESDの視点を取り入れた環境教育等に取り組んでいくことが必要です。

基本方向

- 環境負荷の少ない循環型社会の構築及び環境保全の仕組みづくりのため、市民の生活環境の保全を図り、環境汚染の防止や公害苦情の適切な処理に努めます。また、自然環境の保全を市民全体の運動として展開するため、環境教育や人材育成等、意識の向上に努めます。
- 未来につなぐ低炭素の社会づくりのため、下関市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた地球温暖化対策を行います。
- 豊かな自然環境の保全とふれあいの推進のため、本市が有する自然公園、自然海浜保全地区等をはじめとする豊かな自然環境を保管理するとともに、周辺に生息する野生動物の保護と共生を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 環境汚染の防止

(1) 環境及び発生源の監視

地球環境の保全及び市民の生活環境の保全を図るため、環境及び発生源の監視体制の強化により、環境汚染の防止や公害苦情の適切な処理に努めます。

2. 環境保全の意識向上

(1) 普及啓発活動の推進

自然環境が保全され、野生動植物の保護と共生が図られる快適で住み良い環境づくりを市民全体へ啓発するため、学校、地域、家庭、職場等の様々な場において環境保全情報を提供するとともに、ESDの視点を取り入れた環境教育や人材育成等、環境保全に対する取り組みを推進します。

3. 地球温暖化対策の推進

(1) 市民・事業者・行政の活動推進

下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市民・事業者・行政が連携して、全市的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガス排出抑制施策（緩和策）として、省エネライフスタイルの実践、低炭素なまちづくり、持続可能なエネルギーの利活用、循環型社会の形成、主体間の交流・連携・協働に取り組むとともに、気候変動に向けた適応策についても取り組みを推進します。また、下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市が行う事務及び事業に関し、温室効果ガスの削減に努めます。

4. 自然公園の保全

(1) 自然公園の保全

瀬戸内海国立公園火の山をはじめ、北長門海岸国定公園、豊田県立自然公園等の地域制緑地について、自然に親しむことができる野外レクリエーション施設の整備に配慮し、優れた美しい自然の風景地を保護していくため、国や県へ働きかけ良好な自然環境の保全に努めます。



水辺の教室



菜の花プロジェクト1



菜の花プロジェクト2

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
環境汚染の防止	環境及び発生源の監視 ・監視・指導体制の強化	市
環境保全の意識向上	普及啓発活動の推進 ・環境保全情報の提供 ・環境教育の推進	市 民間・市
地球温暖化対策の推進	市民・事業者・行政の活動推進 ・省エネライフスタイルの実践 ・低炭素なまちづくり ・持続可能なエネルギーの利活用 ・循環型社会の形成 ・主体間の交流・連携・協働 ・気候変動への適応 ・市所有施設における省エネルギー対策の推進	民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市
自然公園の保全	自然公園の保全 ・瀬戸内海国立公園 ・北長門海岸国定公園 ・豊田県立自然公園	国・県・市 県・市 県・市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
36	温室効果ガス削減率	H25	100%	R12	70%



緑のカーテン(環境部庁舎)

現状と課題

本市の美しく魅力的な景観は市民のかけがえのない財産であり、その財産を守り、育て、創り出していくことが必要です。

そのためには、市民・事業者・行政の一層の連携・協働により、本市が世界に誇る関門海峡の景観や歴史あるまちのたたずまい、豊かな自然景観などの地域の景観資源を活かした景観形成を図るとともに、国道9号沿線花壇の美化活動をはじめとした、花やみどりと調和した快適で美しいまちづくりを充実させる必要があります。

また、昼間の景観はもとより、夜間の景観についても、地域特性に応じたきめ細かな景観誘導を図るとともに、市民や事業者の一層の景観意識の高揚を図る必要があります。

基本方向

- 下関市景観計画や下関市屋外広告物条例に基づき、これまでの取り組みを充実・強化しながら、地域の景観資源を活かした総合的な景観形成を図るとともに、市民・事業者・行政の連携により景観まちづくりを推進します。

施策体系図



各事業の方向

1. 景観形成の推進

(1) 下関市景観計画の推進

下関市景観計画に基づく行為の届出制度により、景観形成基準に則した景観誘導を図るとともに、地域特性を活かした景観形成を誘導する必要のある地区、また、よりきめ細かな景観形成を重点的に推進する必要のある地区として、「景観形成地域」、「景観重点地区」等の指定を進めます。

また、良好な景観を形成するための活動を行っている市民、事業者、団体を表彰する等、市民の景観まちづくりに対する関心の醸成を図ります。

(2) 関門景観形成の推進

本市のシンボリックな空間である関門海峡とのかかわり合いを重視した魅力ある海辺の景観の形成を図るとともに、海峡を共有する北九州市と連携した一体的な景観形成を推進します。

(3) 花とみどりのまちづくりの推進

快適で美しく魅力的な都市環境を創出するため、官民による連携・協働の取り組みを継続し、国道9号沿線における花壇の美化活動をはじめとした、花とみどりのまちづくりを推進し、彩りと潤いのある景観形成を図ります。

(4) 夜間景観形成の推進

まちの魅力を高めるため、また、市民が快適に生活できる光環境づくりのため、下関市夜間景観ガイドラインに基づき夜間景観整備の誘導を行い、良好な夜間景観の形成を図ります。

(5) まちなかの魅力向上等の情報発信の推進

魅力ある景観や活動等の情報を発信することにより、市民や事業者の景観意識の向上を図ります。

2. 屋外広告物の規制の推進

(1) 屋外広告物の規制の推進

下関市屋外広告物条例の適正な運用により、必要な規制を行うとともに、周辺景観に調和した広告デザインへの誘導を行い、良好な景観の形成を図ります。

3. 景観まちづくり活動の推進

(1) 景観まちづくり活動の推進

市民・事業者・行政の連携により、景観まちづくりを推進し、必要となる支援を行います。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
景観形成の推進	下関市景観計画の推進 ・都市景観及び自然景観形成の推進 ・景観形成地域、景観重点地区の指定 関門景観形成の推進 花とみどりのまちづくりの推進 ・下関花いっぱい計画の推進 夜間景観形成の推進 まちなかの魅力向上等の情報発信の推進	民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市
屋外広告物の規制の推進	屋外広告物の規制の推進	民間・市
景観まちづくり活動の推進	景観まちづくり活動の推進 ・景観まちづくり活動支援	市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
37	下関らしい豊かで潤いのある景観づくりが推進されていると感じている市民の割合	H30	21.7%	R6	32%



下関市景観計画の推進



下関花いっぱい計画

現状と課題

市民の健康で快適な生活を確保するためには、廃棄物の排出抑制や適正な処分など、衛生環境の保全等を図ることが重要であり、そのためには、私たち一人ひとりが自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、良好な環境の形成を目指していくことが求められています。

廃棄物処理の推進については、下関市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化やリサイクル率の向上等について、さらなる取り組みが必要です。

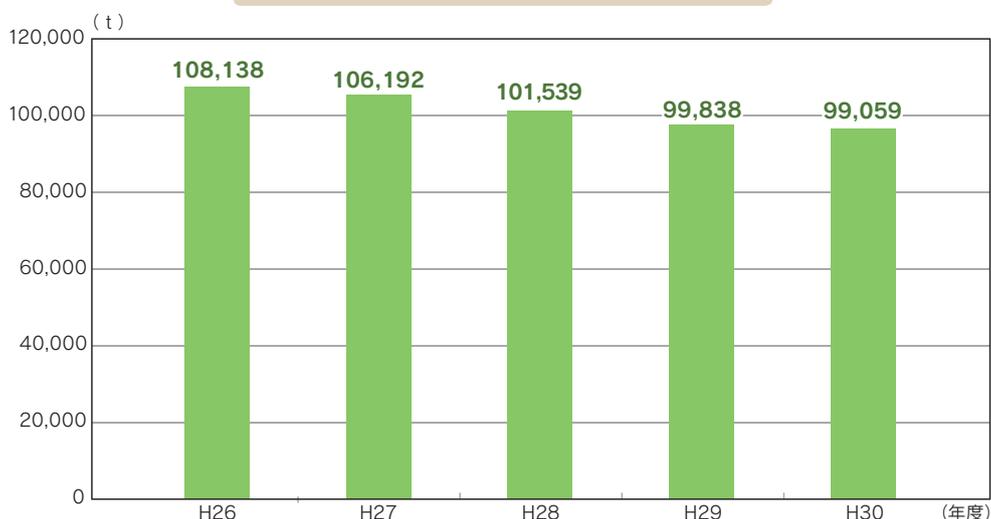
このため、ごみ処理については、市民・事業者・行政が連携・協力し、それぞれの役割を果たしながら循環型社会の形成を目指すとともに、ごみゼロ社会の実現に向けて、ごみ減量に対する意識をより高め、ごみの適正分別の徹底や排出抑制に取り組む必要があります。また、効率的かつ安全で安定した収集体制の確立や処理施設の整備が必要です。

し尿浄化槽汚泥の処理については、公共下水道等の普及により汚水衛生処理率が増加しており、し尿浄化槽汚泥の処理量は年々減少しています。今後も減少が予測されることから、安定した処理体制を維持しつつ、効率的かつ持続的な処理体制の検討が必要となります。また、生活雑排水を未処理で河川等に放流することは、水環境への負荷が高いことから、引き続き、公共下水道等の整備区域外の合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、浄化槽設置者の適正管理を徹底していく必要があります。

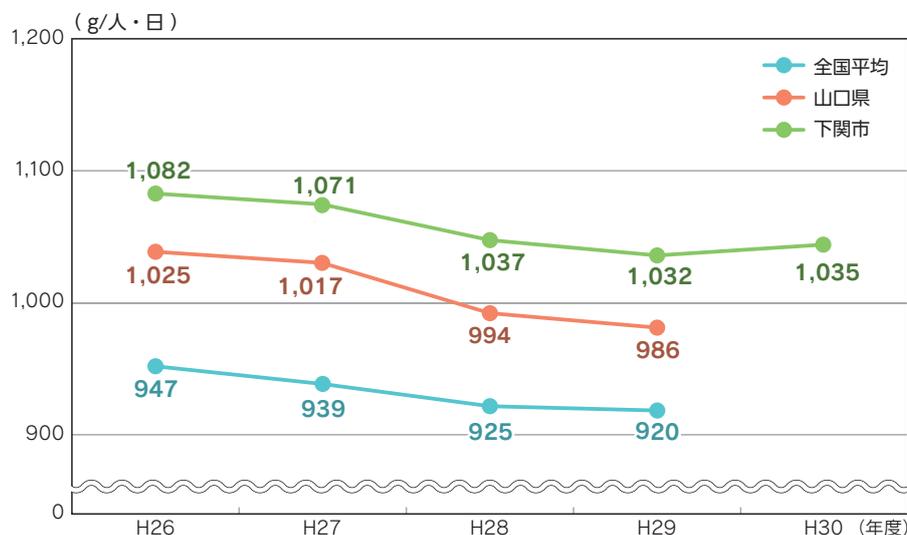
廃棄物の不法投棄については、パトロールの実施、環境保全監視員の配置、監視カメラや不法投棄ホットラインの設置等により対応していますが、今後とも効果的な防止対策に取り組む必要があります。

また、近年、地震災害や頻発する大規模な風水害では、平時の数年から数十年に相当する災害廃棄物が一時に発生し、その処理が大きな課題となっています。

一般廃棄物(ごみ)排出量の推移



一般廃棄物(ごみ)一人一日平均排出量の推移



基本方向

- ごみ処理については、処理にともなう環境負荷の総合的な削減に向け、ごみの排出抑制、資源循環のための取り組みの推進、及び適正なごみ処理の推進に努めます。また、最終処分場の残余年数を踏まえ、適切な処理施設等の整備を図ります。
- し尿浄化槽汚泥の処理については、安定した処理体制を維持していくとともに、効率的かつ持続的な処理体制の整備に努めます。
- 公共下水道等の整備区域外において、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- 産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、適正な指導・監督を行うことにより、不適正処理や不法投棄の抑止に努めます。
- 災害時に迅速かつ適正な廃棄物処理が行えるシステムの構築に努めます。

施策体系図

廃棄物処理の推進

1. 処理環境の充実

各事業の方向

1. 処理環境の充実

(1) ごみ処理体制の整備・充実

下関市一般廃棄物処理基本計画に基づき、効率的な処理体制の充実を図り、市民・事業者・行政がそれぞれの役割のもとパートナーシップにより、循環型社会の形成を目指します。

このため、ごみの排出抑制及び資源循環のための取り組みに向けて引き続き、3R運動を促進し、資源ごみの適正分別の徹底及び集団回収の促進、市民・事業者への意識啓発、広報活動の実施、市民の自発的活動の支援等を推進します。

ごみの収集については、効率的かつ安全で安定したごみ収集体制を常に維持することが求められるため、引き続き、ごみ収集の民間委託を実施するとともに、ごみ収集の多様化する要望に対しても検討します。また、地域住民と協力して、ごみステーションの適正な設置を推進します。

ごみ処理については、ごみ焼却施設の安定的管理に努め、老朽化の進む一般廃棄物処理施設の延命化を図ります。

(2) し尿浄化槽汚泥処理体制の充実

安定した処理体制を維持し、生活排水関連の諸計画と連携しつつ、し尿浄化槽汚泥の処理量の減少に対応した処理体制の検討整備に取り組みます。また、公共下水道等の整備区域外において、合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、浄化槽設置者に対し適正管理の啓発・指導を行い、生活環境の改善や水質汚濁の防止を図ります。

(3) 産業廃棄物処理の適正化の促進

地域及び地域住民の健全な環境を保全するため、排出事業者及び処理業者に対する普及啓発及び適正な指導・監督を行うことによつて、産業廃棄物の適正な処理及び不法投棄の防止に取り組みます。

(4) 災害廃棄物対策の充実

復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害を想定したごみ及びし尿浄化槽汚泥の処理体制の整備や周辺自治体等との連携に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
処理環境の充実	ごみ処理体制の整備・充実 ・ごみ減量とリサイクルの推進 ・安定かつ効率的なごみ収集体制の充実 ・ごみ処理施設の整備・充実	民間・市 市 市
	し尿浄化槽汚泥処理体制の充実 ・安定かつ効率的なし尿浄化槽汚泥処理体制の整備 ・合併処理浄化槽の普及促進	市 市
	産業廃棄物処理の適正化の促進 ・適正処理の普及啓発及び監視・指導の充実	市
	災害廃棄物対策の充実 ・処理体制の整備 ・関係団体及び周辺自治体との連携の強化	市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
38	1人1日あたりのごみの排出量	H28	1,037g/ 人・日	R9	980g/ 人・日
39	再生利用率	H28	23.9%	R9	24.2%
40	不法投棄回収量	H27～H30 (平均)	7t	R6	5t

現状と課題

本市が供給している公営住宅等は約7千戸あり、老朽化が進み耐震性が低い住宅や、高齢化の進行や多様化するライフスタイルに合致しない住宅も多くなっています。

そのため、建替えや個別改善等の実施により安全で良質な住宅の整備へと更新を図っていくことが必要となっています。また、今後、人口減少や少子高齢化がさらに進むことが予想されるため、将来的に適正な供給戸数とすべく団地の集約化を進めていく必要があります。

民間住宅においては、人口減少や住宅ニーズ及び社会基盤の変化にともない、良質な住宅ストックの形成や住み替えが進まず、結果として空き家が増加することによって、周辺地域に様々な影響を与え、地域の活力の喪失につながっています。そのため、管理不適切な空き家への対策のほか、空き家にならないよう民間住宅の流通促進や利活用の促進、所有者等の意識の醸成を図るとともに、快適な住環境の整備を促進していく必要があります。また、引き続き耐震改修を促進することにより、地震に強い住環境の整備を促進していく必要があります。

基本方向

- 公営住宅等については、既存公営住宅等ストックの改善を図り、地区ごとの需要に対応した住宅を確保しつつ、団地を再編し集約化に努めます。
- 民間住宅については、安全・安心で豊かな住生活を支える住環境の構築や住宅の適正な管理及び再生・流通を促すとともに、住宅・空き家問題に対する所有者等の意識の醸成に努めます。

施策体系図



各事業の方向

1. 公営住宅等の整備

(1) 公営住宅等の整備

住宅に困窮している低額所得者の住生活を支援するため、地域特性や高齢者等の生活特性に配慮した住宅供給に努め、老朽化が進んだ住宅の建替集約や既存住宅ストックのバリアフリー化等を効率的に行い、良好な居住環境の形成を図ります。

2. 安全・安心な住環境の整備

(1) 空き家等の活用、適切な管理の推進

空き家の増加により地域の活力が失われることから、中古住宅市場の流通促進や利活用の促進に取り組むとともに、住宅・空き家問題への意識啓発を図ります。また、管理が不適切な空家等は、周辺地域に悪影響を与えることから、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等に対し適切な管理を促します。

(2) 民間建築物の耐震化向上の促進

本市は古い住宅や建築物が多く、一旦大きな災害に見舞われると住宅や建築物の倒壊等による被害が心配されます。このような被害から市民の生命・財産を保護するため、下関市耐震改修促進計画に基づき、住宅等の耐震化の向上を促進します。

(3) 良質な住宅ストック形成の促進

既存住宅の円滑な活用や更新を促進し、良質な住宅ストックの形成の促進を図るとともに、人口減少を踏まえた持続可能な住環境の整備を進めます。

また、高齢化に対応した高齢者向け住宅や住宅セーフティネット制度の周知拡大を図り、住宅の安定確保の支援に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
公営住宅等の整備	公営住宅等の整備 ・老朽化した公営住宅等の建替集約 ・公営住宅等ストック総合改善事業	市 市
安全・安心な住環境の整備	空き家等の活用、適切な管理の推進 ・空き家等既存住宅の活用促進 ・空き家の適切な管理の推進 ・危険空き家除去の推進 民間建築物の耐震化向上の促進 ・耐震診断、改修の促進 良質な住宅ストック形成の促進 ・住宅改修等による再生・長寿命化の促進 ・高齢者、障害者、子育て世帯等の居住環境整備の促進 ・老朽マンション等の再生の促進	民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
41	現住居に安心して住めると感じている市民の割合	H30	59%	R6	62%



田部東住宅外観